

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
白井 敏博

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

平成27年度 税制改正法案を国会提出

国会で予算案や税制改正法案審議

1月26日、第189回国会(会期は6月24日までの150日間)が開幕した。平成27年度予算案と税制改正法案の成立を最優先課題として審議を行っている。

政府は2月17日、国として「地方税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日衆議院に提出した。3月1日に衆議院で成立を待たず、地方税法に関する部分と

主な内容

記事・民主税理士制度推進議員連盟総会 2面
資料・平成27年度与党税制改正大綱に取
り上げられた建議項目等 4・5面
特集・写真で見る税政連の陳情 6面
後援会だより「遠藤利明議員」
「武藤谷治議員」 7面

所得税法等の一部を改正する法律案の概要は別掲のとおり。同改正法案では、法人税率の引下げ、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、消費税率10%への引上げ時期は、平成29年4月1日に変更とし、景気判断断案は削除されている。

この他、同改正法案には税理士法の一部改正が含まれる。改正は、税理士が数人ある場合の調査の通知について、相続の申告書を出した者が代表する税理士を定めた場合として一定の場合に該当するときは、これらの税理士への調査の通知

は、当該代表する税理士に対してすれば足りることとするという内容。本年7月1日以後にされる調査の通知について適用される。

日税政と日税連で行った。NHKでも放映され、視聴率9.8%を獲得したことからわかるように、関心の高さが際立っており、日本国内でも議論が沸騰している▼この著書は、所得と富の分配について、3世紀にわたる20か国以上の租税データを収集・分析したものである。所得に関しては、申告所得に基づいた税金データから時系列的に所得格差を導き、相続税申告から富の格差変化について導いている▼このように、歴史的な経験から導かれた事実に基づき、格差の原因について検証している。それは我が国が日頃から成り立っている、税金の申告データを利用して警告することから、驚きとものに身近さを感じるものである▼格差は、資本による収益の伸びが、労働による賃金の伸びを上回ることで、拡大するとしている。その解決策は、世界の資本に対し累進的な年次の課税であるとしている。様々な意見があるであろう。若い人に希望の持てる社会とするために、我々もしっかりと考えていきたいものである。

針葉樹

1月に「21世紀の資本」の著者トーマ・ピケティ氏が来日し、各地で講演会など

1. 法律案の概要 個人所得課税 ○ NISA (非課税) 口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の拡充 ・ NISA の投資上限額の引上げ(年間100万円→120万円) ○ ジュニアNISA の創設(20歳未満者の口座開設が可能。年間投資上限額80万円) ○ 住宅ローン減税等の適用期限を平成31年6月30日まで1年半延長 資産課税 ○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充(非課税枠:1000万円→最大3000万円) ○ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税促進税制の廃止等	税の非課税措置の創設(非課税枠:1000万円) ○ 法人課税 ○ 法人税率改革 ・ 法人税率の引下げ(現行:25.5%→27年度:23.9%) ・ 欠損金繰越控除の見直し(大法人の控除限度:現行:所得の80%→27年度:65%) ・ 29年度:50% ・ 受取配当等益金不算入の見直し(現行:持株比率25%未満は50%、25%以上は100%、益金不算入→5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%益金不算入) ・ 相続特別措置の見直し(研究開発税制の直し、生産等設備投資促進税制の廃止等)
所得拡大促進税制における給与等支給増加割合の見直し(現行:基準年度比27年度+3%、28年度+5%、29年度+5%、30年度+3%、31年度+3%) ○ たばこの税の見直し(旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止) ○ エコカー減税(自動車重量税)の見直し(減免税率の対象範囲を見直した上で、2年延長) ○ 復興支援税制 ・ 福島再開発投資等準備金制度の創設 ○ 土地・住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長(2年) ○ 期限切れ租税特別措置の延長等 ○ 旅行者等が入国の際に携帯等して輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の延長(1年)	所得拡大促進税制の提供に対する消費税の課税の見直し(国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする) ○ 財産債務明細書の見直し(提出基準、記載事項等を見直し) ○ 無申告加算税の適用制度の見直し(特例を受けるための期限後申告書の提出期限の延長) ○ 旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止) ○ エコカー減税(自動車重量税)の見直し(減免税率の対象範囲を見直した上で、2年延長) ○ 復興支援税制 ・ 福島再開発投資等準備金制度の創設 ○ 土地・住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長(2年) ○ 期限切れ租税特別措置の延長等 ○ 旅行者等が入国の際に携帯等して輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の延長(1年)

2. 施行期

平成27年4月1日



税務支援事業紹介

全国各地で紹介

国会議員ら無料相談会場視察

2月16日、平成26年分の所得税の確定申告が始まった。税理士による国会議員等後援会では、毎年、確定申告期に定着している。

原田憲治衆議院議員(後列右から3人目) 相談会場において国会議員と相談者や税理士が直接対話する機会を設け、また、単位税政連と各後援会による税制に関する要望も

2月16日、平成26年分の所得税の確定申告が始まった。税理士による国会議員等後援会では、毎年、確定申告期に定着している。

ただいま募集中!

年金制度とおしどり保障の中途加入募集中です。皆様のお手元にダイレクトメールをお送りしておりますので、ぜひ事務所の皆様でご覧下さい。事務所職員お一人様からでも加入ができます。この機会をお見逃しなく!

■ その他の制度

税理士団体保障、選べる医療保障マイセレクト、所得補償、ハイパーメディカルもお申し込み受付中。

2015 January 日本税理士共済会 からのお知らせ

税理士業界で働くあなたをサポートします。

“募集がはじまりました!”

- 毎回大好評! 個人年金
- 税理士とその配偶者限定! おしどり保障
- 治療費を補償! ハイパーメディカル

年一回の加入のチャンス 普通年金 大型年金

今回の主な募集制度は

- 個人年金 (3月31日締切)
- おしどり保障 (4月3日締切)
- 普通年金 (4月30日締切)

です。

地方短信

合同セミナーを開催

東京税理士政治連盟

東京税理士政治連盟は東京税理士会との共催で2月9日、東京税理士会館



④石原自民党税調副会長が基調講演を行ったセミナー第1部⑤「マイナンバー制度が税理士業務に与える影響」について討論したセミナー第2部



贈与税の改正が中心となった。第2部では、今年10月から国民に付番されることになっているマイナンバーを題材にパネルディスカッションを行った。切り口はマイナンバー制度が税理士の業務に与える影響」とした。

溪流

昨年12月14日投票の第47回衆議院議員総選挙の投票率が、戦後最低の52.66%

政治が自分の生活に直結しているかを感じられるか否かも、その投票行動を左右しているのではないだろうか。

税政連の活動の原点

「全国納税者政治連盟」

正に税政連活動も同様である。日税政組組織委員会

の「平成25年度各税政連の会費の徴収状況アンケート」による、全国税理士

の「平成25年度各税政連の会費の徴収状況アンケート」による、全国税理士の役割は、税制改正及び

減少傾向という結果が出る。未加入者は、政治とい

常々、税政連は税理士

中小企業や小規模事業者で

我々のクライアントは、

昭和38年10月17日に日税

者政治連盟が結成された。

税政連未加入者及び会費未

納入者には、発足当時の名

称を思い起こし、その原

点

を見つめ直し、

行動しなければならぬ。

昭和38年10月17日に日税

者政治連盟が結成された。

係る付加価値額が40億円未

必要とされている書類(注)
(注) 電気通信業務の提供
(注) 電気通信業務の提供
(注) 電気通信業務の提供

23 事業税における社会
保険診療報酬等の課税除
外の措置を廃止すること。
(建議書 P15)

28 電子申告の利用促進
・利用維持のための環境
整備をすること。(建議
書 P16)

29 外国子会社から受け
る配当金の益金不算入制
度の持株要件を緩和し、
益金不算入額の対象とな
る配当から外国子会社で
課税されない配当を
除外すること。(建議書
P16)

30 国境を越えた業務の
提供に係る課税のあり方
を調査すること。(建議書
P17)

31 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

32 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

33 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

会社から受けた配当等の額
につき損金算入額が増額さ
れた場合は、その増額額
(贈与税及び移転税制
に課税される額)を、本
制度の適用対象から除外
する。
(注) 上記の適用については、
確定申告書等に上記(2)
の適用を受けようとする旨
並びに上記(2)の計算に
関する明細を記載した書類
を添付するとともに、一定
の書類の保存を要すること
とする。

29 外国子会社から受け
る配当金の益金不算入制
度の持株要件を緩和し、
益金不算入額の対象とな
る配当から外国子会社で
課税されない配当を
除外すること。(建議書
P16)

28 電子申告の利用促進
・利用維持のための環境
整備をすること。(建議
書 P16)

23 事業税における社会
保険診療報酬等の課税除
外の措置を廃止すること。
(建議書 P15)

30 国境を越えた業務の
提供に係る課税のあり方
を調査すること。(建議書
P17)

31 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

電気通信業務の提供のうち
事業者向け電気通信業務
の提供(以下「事業者向け
電気通信業務」という。)
(以下「事業者向け電気通
信業務」という。)
(注) 事業者向け電気通
信業務の提供は、含まれ
ない。

29 外国子会社から受け
る配当金の益金不算入制
度の持株要件を緩和し、
益金不算入額の対象とな
る配当から外国子会社で
課税されない配当を
除外すること。(建議書
P16)

28 電子申告の利用促進
・利用維持のための環境
整備をすること。(建議
書 P16)

23 事業税における社会
保険診療報酬等の課税除
外の措置を廃止すること。
(建議書 P15)

30 国境を越えた業務の
提供に係る課税のあり方
を調査すること。(建議書
P17)

31 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

6月30日までの間に
この制度の見直しが行われ
ていたものと計算した
課税売上高に4を乗じて計
算した金額によることを認
める。
(注) 上記の改正は、平成
27年10月1日から適用す
る。

29 外国子会社から受け
る配当金の益金不算入制
度の持株要件を緩和し、
益金不算入額の対象とな
る配当から外国子会社で
課税されない配当を
除外すること。(建議書
P16)

28 電子申告の利用促進
・利用維持のための環境
整備をすること。(建議
書 P16)

23 事業税における社会
保険診療報酬等の課税除
外の措置を廃止すること。
(建議書 P15)

30 国境を越えた業務の
提供に係る課税のあり方
を調査すること。(建議書
P17)

31 平成27年度税制改正
の概要
(1) 平成27年度税制改正
の概要
(2) 平成27年度税制改正
の概要

第38回 日税研究賞 論文・著書募集
日本税理士会連合会 公益財団法人日本税務研究センター
本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。
応募要領
1. 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、租税行政、租税士制度及び租税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。
2. 未公表論文
本賞のために日本語(共同執筆を除く)されたもので本賞表彰式終了までの間、いかなる媒体にも公表されることがないもの。
3. 既公表論文・既公表著書
論文を内容とするもので、平成26年以内に公表・刊行された日本語によるもの(共同執筆を除く)。平成25年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞(事)典類は含めない。
4. 2・3共通事項
・論文・著書とは別に1,600字以内(A4判)の要旨を添付すること。ただし、既公表著書については、「はしがき(序文)」をもって要旨に代えることができる。
・応募論文等のうち本賞以外に応募したもの及び形式基準を満たしていないものは受け付けない。
応募期間 平成27年2月1日～3月31日 ※必着
【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】
公益財団法人日本税務研究センター 第38回「日税研究賞」係 ホームページ http://www.jitri.or.jp
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目1番8号 日本税理士会館1F TEL. 03 (5435) 0912 (代) FAX. 03 (5435) 0914

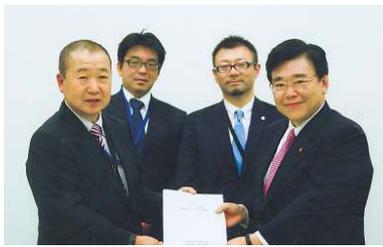
日税政・各税政連の 税制改正陳情活動

写真で見る

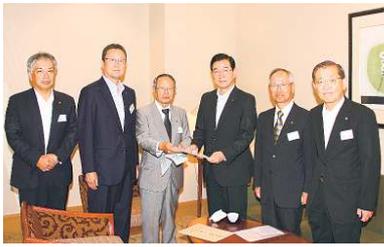
日税政は、平成27年度税制改正等に関して、単位税政連・税理士による後援会を通じて国会議員に対して陳情を行い、税理士会の要望への理解を求めている。本紙では、各税政連による陳情活動の写真を掲載し、活動の様相を紹介する。(順不同)



馳浩議員
(自民・石川1区)



後藤茂之議員
(自民・長野4区)



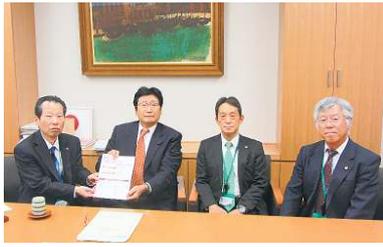
堂故茂議員
(自民・富山選挙区)



近藤洋介議員
(民主・比例東北)



山田修路議員
(自民・石川選挙区)



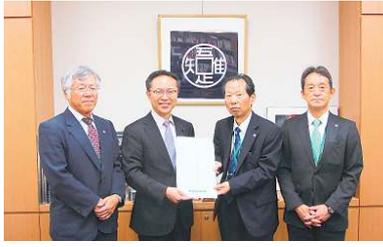
金子一義議員
(自民・岐阜4区)



上田勇議員
(公明・神奈川6区)



今村雅弘議員
(自民・比例九州)



古川元久議員
(民主・愛知2区)



宮川典子議員
(自民・比例関東)



大家敏志議員
(自民・福岡選挙区)



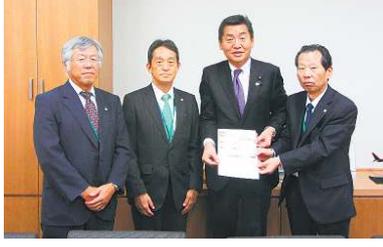
伊藤忠彦議員
(自民・愛知8区)



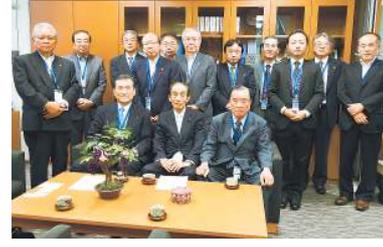
金子洋一議員
(民主・神奈川選挙区)



野田國義議員
(民主・福岡選挙区)



神田憲次議員
(自民・比例東海)



興石東議員
(無所属・山梨選挙区)



野田毅議員
(自民・熊本区)



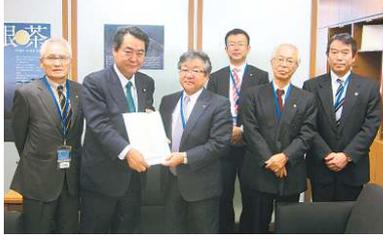
重徳和彦議員
(維新・愛知12区)



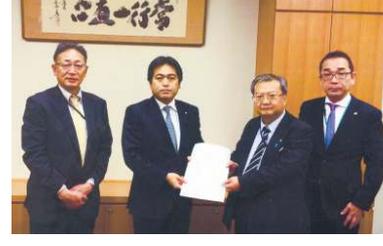
額賀福志郎議員
(自民・茨城2区)



坂本哲志議員
(自民・熊本3区)



牧野たかお議員
(自民・静岡選挙区)



野中厚議員
(自民・埼玉12区)

後援会だより

武藤 容治 後援会

(衆議院議員岐阜3区 自民党)

設立 平成17年10月
会長 丹下 忠彰

武藤容治議員はいわゆる「小泉郵政解散」によって、父上である武藤嘉文氏の秘書を務

後援会役員

会長 丹下 忠彰



幹事長 竹市 憲正
副幹事長 岩田 敏男
副幹事長 加藤 直之

めていた経験から嘉文氏らの引退にともない、急遽政界に入られまし。ご自身は地元酒造会社や建材会社などの経営を通じ、中小企業の苦しみや悩みを実際に体験されていま。後援会発足当時は200人だった会員数は現在、520人を超えています。税制研究会を立ち上げ、所得税はじめ国税四法の基礎的教科書が、所帯税はじめ国税盟の一員として、大きな貢献をしていただ

後援会役員
会長 丹下 忠彰
幹事長 竹市 憲正
副幹事長 岩田 敏男
副幹事長 加藤 直之

武藤議員からのメッセージ



国民生活に直結する税務制度を通じ地域を支えておられる税政連の先生方に心から敬意を表すとともに、定期勉強会でのご指導に深く感謝します。我が国存続は中小企業等の活性化を目指した地方創生が鍵です。今後も現場に即した意見交換をよろしくお願い致します。

【略歴】昭和30年生まれ。慶應義塾大学商学部卒。富士写真フイルムの営業を経て家業の建材卸会社に入り、また酒造会社の役員も兼ね、長きにわたり中小企業経営の経験を持つ。通産大臣秘書、平成17年初当選(現在3期目)。衆議院安保委員、党国対副委員長、厚生労働副部長などを歴任。現在は、総務大臣政務官。



武藤議員に推薦状を手交(第47回衆院選)

武藤議員を囲んで

遠藤 利明 後援会

(衆議院議員山形1区 自民党)

設立 平成26年10月
会長 川合 賢助

税理士による遠藤利明後援会は、平成26年10月4日設立の新しい後援会で、遠藤議員の

後援会役員

会長 川合 賢助



副会長 斎藤 榮一
同 長 内海 清
幹事長 鈴木 誠

選挙区内外の山形県内各支部の90人で構成されています。遠藤議員は高校時代は柔道部、大学時代はラグビークラブで過ごしたスポーツマンです。その著書「スポーツのチカラ」では、スポーツによる豊かな国づくりを提唱しています。東京オリンピックを、パラリンピック競技大会組織委員会理事を務め、2020年の夏

後援会役員
会長 川合 賢助
副会長 斎藤 榮一
同 長 内海 清
幹事長 鈴木 誠

遠藤議員からのメッセージ



我が国の納税制度をお支えいただいている税理士の先生方には、心より敬意を表しますとともに、日頃のご支援に感謝申し上げます。経済の再生と税理士制度の発展に向け、努力して参る所存ですので、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【略歴】昭和25年山形県上山市生まれ。中央大学法学部卒。国会議員秘書、県議を経て平成5年に初当選(現在7期目)。建設政務次官、農林水産委員長、文部科学副大臣を歴任。現在は、自民党の幹事長特別補佐、政調会長代理、教育再生実行本部長。



遠藤議員あいさつ



遠藤議員を囲んで



提携医療機関が増えました ご活用くださいPET検査と人間ドック

早めのチェックで、早めの安心 お近くの提携医療機関をお気軽にご利用ください

PET検査

全国23ヶ所の医療機関と提携

- セントラルC I クリニック(札幌)
- 厚生仙台クリニック(仙台)
- 宇都宮セントラルクリニック(宇都宮)
- 所沢PET画像診断クリニック(所沢)
- 武蔵村山病院(武蔵村山)
- 四谷メディカルキューブ(東京)
- 総合東京病院(東京) **新規提携**
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- 聖隷健康診断センター(浜松)
- 東名古屋画像診断クリニック(名古屋)
- 公立松任石川中央病院(石川)
- 武田病院画像診断センター(京都)
- 東天満クリニック(大阪)
- メディカルプラザ薬師西の京(奈良)
- 西記念画像検診クリニック(神戸)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 徳島大学病院(徳島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 魚住クリニック(熊本)
- 宮崎鶴田記念クリニック(宮崎)
- 豊崎クリニック(沖縄)



PET、人間ドックに関するお問い合わせ・資料請求先
全税共事務代行業 株式会社日税ビジネスサービス
TEL 03(3345)0888



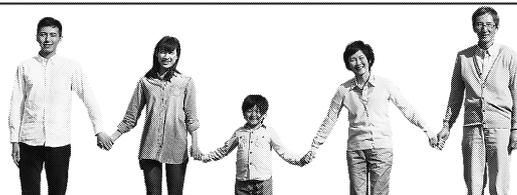
人間ドック 全国14ヶ所の検査機関と提携

- 明治安田厚生事業団(東京)
- 朝日生命成人病研究所(東京)
- 亀田京橋クリニック(東京)
- 総合東京病院(東京) **新規提携**
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 横浜新緑総合病院(横浜)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- セコメディック病院(千葉)
- 聖隷福祉事業団(浜松2ヶ所、静岡1ヶ所)
- 住友生命福祉文化財団(大阪)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 豊見城中央病院附属健康管理センター(沖縄)

ただ今「第12回税理士VIP代理店年度末特別キャンペーン」実施中!

期間：平成27年2月1日～3月31日 対象：税理士VIP代理店 対象契約：期間中に成立した全税共扱いの保険契約

“暮らしに役立つ”全税共の 会員向けサービス



介護無料相談

経験豊富な看護師が介護全般に関するご相談にお応えします

業務委託先
損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス㈱
全税共会員専用フリーダイヤル

0120-009-737

健康相談・セカンドオピニオン

健康で豊かな人生を全ての人に提供する会員制健康クラスです

全税共会員は入会金が割引に
提携先：T・PEC㈱
全税共事務代行業：株式会社日税ビジネスサービス

03-3345-0888

ホームセキュリティ

24時間365日、いつでも見守り、駆けつけます

ご契約いただくと全税共会員限定の特典付

提携先：セコム(株)
セコムホームマーケットデスク

0120-756-892※

みまもりサポート

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート

全税共会員限定の割引有

提携先：総合警備保障㈱
ALSOKテレフォンサービスセンター

0120-39-2413※

※全税共会員であることをお伝えください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>